

令和7年度（2025年度）

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費

（再生可能エネルギーに係るもの）

（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）

公 募 要 領

2025年11月

福島県

「福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）」（以下「補助金」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号、以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号、以下「適正化法施行令」という。）、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）交付要綱（20170120財資第12号）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号）、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）及び福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業）公募要領（以下「公募要領」という。）に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

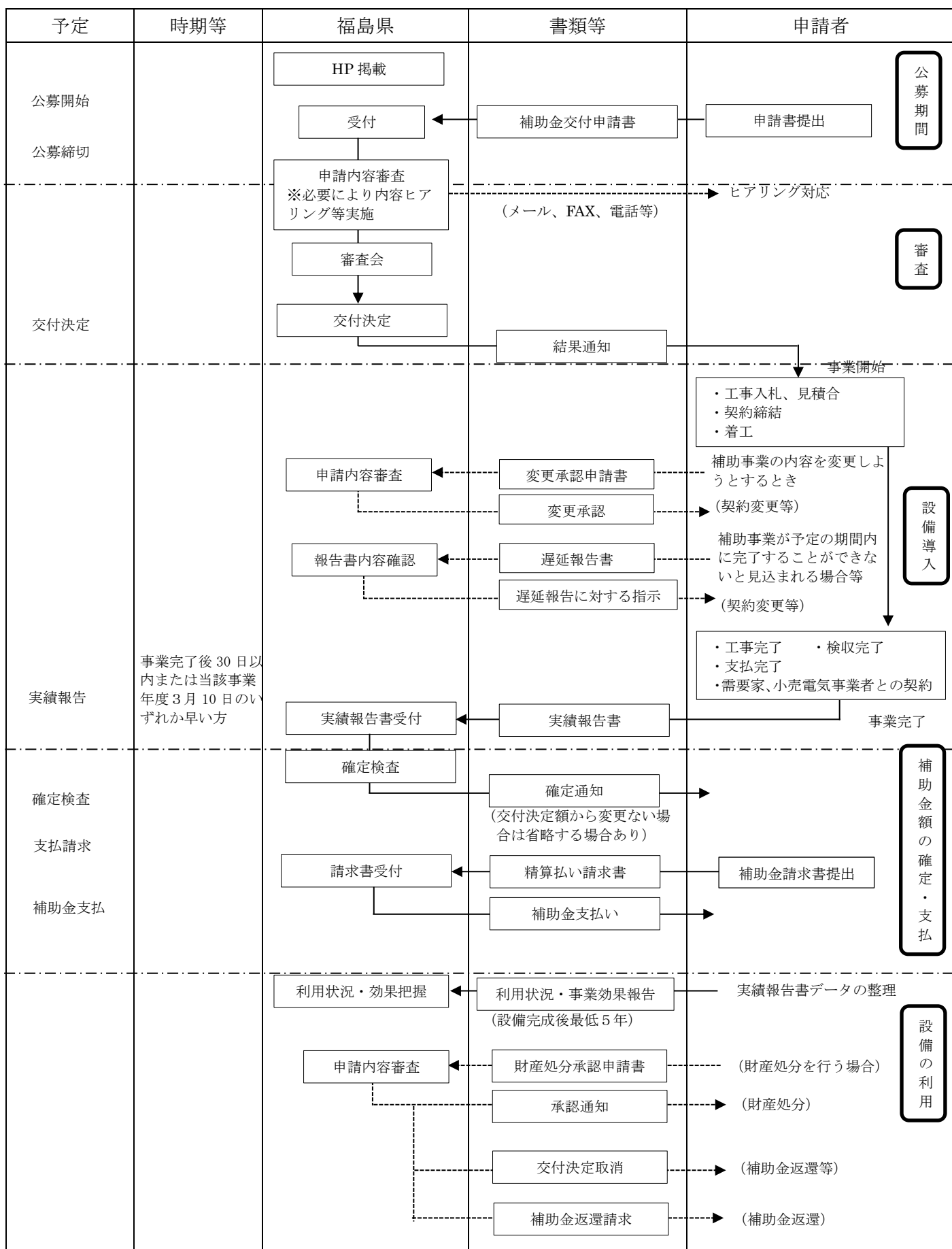
補助金の交付申請又は交付を受けられる皆様へ

当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し、補助金の交付を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は交付を受けられますようお願いいたします。

- 1 補助金の申請者が福島県（以下「県」という。）に提出する書類は、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- 2 県から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 特に、偽りその他の不正な手段により補助金を受給した疑いがある場合には、県として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置をとるとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
- 6 補助金に係る不正行為に対しては、適正化法の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 7 当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）及び福島県情報公開条例（平成12年3月24日福島県条例第5号）に基づく情報開示に準ずることとします。

手続きの一般的な流れ



公募期間及び書類提出先

1 公募期間

2025年11月13日（木）～2025年12月17日（水）17：00（必着）

2 問合せ

本補助金についての問合せは、「質問票」に質問事項を記載し、事務局にメールで送信すること。「質問票」は、2025年12月10日（水）17時までに提出すること。

メール件名記入例

【株式会社〇〇〇】地産地消型再エネ補助金についての問合せ

3 問い合わせ及び書類提出の連絡窓口（事務局）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）

福島県企画調整部エネルギー課

地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業 担当宛

E-mail : re_energy@pref.fukushima.lg.jp

4 資料

福島県エネルギー課のホームページで、公募要領、各種様式等をダウンロードすること。

1 事業概要

(1) 本補助事業の目的

本補助金は、電力を県内に供給しながら地域貢献を行う再生可能エネルギー事業の実施に必要な発電設備等の導入に要する経費の一部を補助することで、再生可能エネルギーの導入拡大及び地域における利活用並びに地域の活性化を推進することを目的とする。

(2) 補助対象事業

【設備導入事業】

福島県内において、再生可能エネルギー発電設備やそれに付帯する蓄電池設備等（以下「発電設備等」という。）を導入する事業であって、次のア〜クの全てを満たす事業を補助の対象とする。

ア 地域への経済波及効果の高い事業であること。

イ 事業の実施（※）、導入後の運営管理が確実にできる事業であること。

※事業の実施に必要な資金調達、許認可、土地等の確保、各種権利調整及び系統連系等について実現性のある事業であること。

ウ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項に基づく認定を受けず、新規に取得、設置する事業であること。

エ 県内に事業所等の需要地を有する需要家（県内市町村又は民間法人）が8年以上にわたって、補助対象設備による発電量（計画値ベース）の7割以上に相当する量の電気を利用する契約等が締結されること。また、補助対象設備により発電された電気はもっぱら系統に接続供給（ただし、自己託送（電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給）の場合を除く。）することにより、需要地に供給されるものであること。

オ 需要家への電力供給後、売電収入の一部（最低3%以上）を8年以上にわたって、発電設備等の立地地域周辺における地域活性化に活用する事業であること。

※1 バイオマス発電については、売電収入から燃料代を差し引いた額の最低3%以上の額とする。

※2 地域活性化に活用する金額は、発電事業期間における各年度（4月から翌年3月まで）の売電実績に基づき算出し、発電事業を実施した翌年度中に地域活性化のために活用すること。

※3 地域活性化に活用する金額は、補助金額を上限とする。

カ 県の求めに応じて、発電設備等の運営や運転、発電量、バイオマス燃料の調達状況、売電収入の地域活性化への活用状況等について報告すること。

キ 関係法令等を遵守すること。なお、再エネ特措法に基づく各種ガイドラインに準拠（※）すること。

※「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会又は事前周知措置（以下「説明会等」という。）を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本補助金への申請、採択及び交付決定等との前後関係は問わないが、工事の着

工までに行うこと。また、F I T認定の申請要件に該当するものを含め、法令の許認可等が必要な事業である場合、全ての許認可等を適時適切に取得すること。なお、実績報告時にこれらが適切に実施されていないことが確認された場合、補助金の交付を行わない可能性があるので留意すること。

ク 福島県税の未納がないこと。

なお、次の（ア）～（エ）のいずれかに該当する事業は補助対象とはしない。

（ア）提出書類に不備があり、又は具体性がなく、正確な審査ができない場合。

（イ）地域活性化に活用される事業であると認められない場合。

（ウ）地元住民や市町村の参画・連携が認められない場合。

（エ）事業の実現性が認められない場合。

【計画策定事業】

福島県内において、発電設備等（太陽光発電の場合を除く。）を導入する実施計画を策定する事業を補助の対象とする。

（３）補助対象となる事業者

補助事業者は、民間法人とする。

※特別目的会社（ＳＰＣ）が申請する場合は、主たる出資者又は出資表明者あるいは組合員が申請者に責任を持って履行させるとの「確約書」を提出すること。また、法人を設立中の場合には、主たる寄付・出資者等が申請を行い「確約書」を提出すること。

※１ 代理・代行申請は受け付けない。必ず申請者自身で申請すること。

※２ 本県又は経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている申請者は対象外とする。

※３ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者は対象外とする。

※４ 申請事業に係る許認可等は、申請者の責任により必要な時期までに得ること。

(4) 補助対象経費

補助対象となる経費の範囲は、表 1—1、1—2 に示すとおり。

表 1—1 補助対象経費の範囲（設備導入事業）

区分	内容	備考	補助率
(ア) 設計費	設備導入事業に必要な機械装置等の設計費	・設備の設計のみならず、土地造成等の関係工事に係る工事用図面の作成等の経費は設計費に計上すること。 ・事前調査費等は補助対象外（測量や地盤調査）。 ・基本設計は対象外。	1/2 以内 (蓄電池に係る経費は1/3以内)
(イ) 設備費	設備導入事業に必要な機械装置等の購入、製造等に必要な経費	・需要地の敷地内、居所又は集合住宅の屋根に設置する設備は補助対象外。 ・中古品の設備導入については補助対象外。 ・予備品は対象外。 ・設備の選定に当たっては、県内製造品の採用について検討すること。	
(ウ) 工事費	設備導入事業に必要不可欠な基礎、設備の据付、配管等の工事に必要な経費	・建屋については補助対象外（水力発電を除く）。 ・既設構築物等の撤去費は補助対象外。	
(エ) 土地造成費	設備導入事業に必要な土地造成費	・土地の取得及び賃借料並びに既存建物等の除去及び建物躯体の補強に係る費用は対象外。	
(オ) 接続費	送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金	・系統連系手続に関する、一般送配電事業者に対する接続検討申込の事前相談に要する経費及び電力需給契約に係る保証金等、工事費負担金以外の経費は補助対象外。	

表 1—2 補助対象経費の範囲（計画策定事業）

区分	内容	補助率
業務費	発電設備等の導入に必要な調査・設計、検討、計画策定を行うために必要な経費（諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費その他の経費）	1/2 以内

(5) 補助対象経費算出の留意点について

ア 補助対象とならない費用

(ア) 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(イ) 自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること（【関連資料3】参照）。

イ 他の制度との関係

(ア) 補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を含めることはできない（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明出来るものを除く。）。

(6) 補助率

ア 補助率について

(ア) 設備導入事業

補助対象経費の1/2以内（蓄電池に係る経費は1/3以内）

ただし、表2に示す発電設備等ごとに定めた算定式で算出される値を上回らないこと。

表2 補助の上限単価

発電設備等の種別	算定式
太陽光発電（蓄電池なし）	発電出力（kW）× 25万円／kW × 1/2
太陽光発電（蓄電池あり）	発電出力（kW）× 17万円／kW × 1/2
風力発電	発電出力（kW）× 30万円／kW × 1/2
バイオマス発電	発電出力（kW）× 60万円／kW × 1/2
小水力発電	発電出力（kW）× 180万円／kW × 1/2
地熱発電	発電出力（kW）× 150万円／kW × 1/2
蓄電池	蓄電容量（kWh）× 20万円／kW × 1/3

※再生可能エネルギー発電設備の発電出力はACベース（再生可能エネルギー発電設備の合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値）により算出すること。ただし、太陽光発電（蓄電池あり）の場合についてはDCベース（太陽電池の合計出力）により算出すること。

(イ) 計画策定事業

補助対象経費の1/2以内

イ 補助上限額について

(ア) 設備導入事業

10億円

※補助金額は、予算の範囲内で、補助対象経費に補助率を乗じた額となる。

なお、事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実施に支払われる補助金の額は交付決定された額を上限とする。その際、事業計画の変更により補助対象経費が減少される場合においては、変更後の補助対象経費に補助率を乗じた額となる。

(イ) 計画策定事業

1千万円

(7) 事業期間

交付決定日～2026年2月28日（土）

原則として補助対象期間は単年度とする。

ただし、事業工程上単年度では事業完了が困難な事業については、最大令和11年度（2029年度）まで（ただし、太陽光発電の場合は令和8年度（2026年度）まで）を補助対象期間とするが、下記に注意すること。

（複数年度事業の注意点）

- ア 複数年度実施する事業については、原則として年度毎に補助申請を行い、県の採択審査を受ける必要があること。
- イ 各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、その出来高に応じた支払いを完了すること（原則、補助金額が0円という年度のある申請は認められない）。
- ウ 各年度の補助対象経費について、工事契約の着手金、前渡金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点で、各費目の金額に応じた設計図書、対象設備、対象工事等の出来高があること。
- エ 各年度の交付決定にあたり、次年度以降の交付決定を保証するものではないこと。また、予算上やむを得ない場合には減額等する場合があること。
- オ 複数年度事業において、途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還となること。

(8) 補助対象設備

補助対象設備は、表3に記載された発電設備等であり、必要かつ当該事業にのみ利用する実用段階にあるものに限る。なお、導入される設備は地震及び台風等による災害時

にも破損等による使用不能な事態とならないよう、最大限の対策を講じること。

表3 補助対象設備

種別	規模等要件
(1) 太陽光発電	(1) 発電出力：500kW以上1,000kW未満（自治体連携型※1の場合は500kW以上2,000kW未満とする。また、上記出力下限を下回る複数の発電所による合算※2も可とする。）
(2) 風力発電	(1) 発電出力：250kW以上1,000kW未満（自治体連携型の場合は250kW以上とし上限は設けない。） (2) 風況精査 1年間以上の風況観測を実施していること。 （観測地点は、単機の場合は風車の設置予定地点、複数機の場合は当該地域の代表的な風況特性を取得できる地点とすることを原則とする。）
(3) バイオマス発電	(1) 発電出力：100kW以上1,000kW未満（自治体連携型の場合は100kW以上とし上限は設けない。） (2) バイオマス依存率：60%以上 バイオマス依存率の計算方法は以下のとおり $\text{バイオマス依存率} = \frac{G \cdot H}{(G \cdot H + I \cdot J)} \times 100$ $G: \text{バイオマス依存率 (m}^3\text{N/h 又は kg/h)}$ $H: \text{バイオマス低位発熱量 (MJ/m}^3\text{N 又は MJ/kg)}$ $I: \text{バイオマス以外の混焼燃料利用量 (m}^3\text{N/h 又は MJ/kg)}$ $J: \text{バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量 (m}^3\text{N/h 又は MJ/kg)}$ (3) コージェネレーション（熱電併給）を含む。 (4) 燃料については県内の間伐材等とする等、地域活性化という事業の目的に沿ったものを選定すること。
(4) 小水力発電	(1) 発電出力：100kW以上1,000kW未満（システムの定格出力でkW単位の小數切捨。） (2) 環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。
(5) 地熱発電	(1) 発電出力：100kW以上1,000kW未満（自治体連携型の場合は100kW以上とし上限は設けない。） (2) バイナリー方式に限る。 (3) 周辺の排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値を順守していること。 (4) 状況に応じ、地元住民等への説明の手続きを実施していること。
(6) 蓄電池	(1) 容量：再生可能エネルギー発電設備の発電出力（kW）に対し100%以下（kWh） (2) 再生可能エネルギー発電設備を導入する場合に限る。

※1 自治体連携型：下記①から③のいずれかの条件を満たす事業であること。

① 立地市町村が所有する土地に発電設備等を設置する事業である

② 立地市町村が資本金の過半を出資する事業者による事業である

③ 発電した電力の供給先に立地市町村を含む事業である（発電量の3分の1程度以上）

※2 太陽光発電において、複数の発電所の設備容量を合算する場合、1地点当たりの設備容量がいずれも30kW以上、平均設備容量が50kW以上であること。

2 実施方法

当該補助金の交付に関する交付の手続き等については、交付規程に基づき業務の適性かつ確実な処理を行うこと。従って、本事業の申請にあたっては、上記規程を熟読の上申請すること。

（1）交付の申請について

補助金を申請する事業者は、「提出書類チェックシート」で指定する様式を用いて、「関連資料4 提出書類の作成イメージ」の記入例に従い申請書類一式を作成し、正本1部及び副本4部を下記に提出すること。

<提出方法>

持参または郵送等により提出すること。

（郵送等の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

<提出先>

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）

福島県企画調整部エネルギー課

地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業 担当宛

（2）交付の決定について

県は、申請された事業について審査を行い、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付規程に従って交付決定通知書により申請者に通知する。

県からの連絡は、実施計画書「担当者連絡先1」に記載されている住所、電話・FAX番号、電子メール宛てに行う。

※ 補助事業の採否の決定にあたっては、「3 審査」に基づき審査を行う。

※ 交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではない。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に実施する「確定検査」において補助金額を確定する（詳細は、「2（7）実績報告及び額の確定について」を参照）。

(3) 公募結果の公表について

補助金の交付決定後に、申請件数及び採択件数、採択された事業に関する情報（補助事業者の名称、事業計画名、事業概要）等を県ホームページ上で公表する。なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法及び条例に基づく情報開示に準ずることとする。

また、当該補助金の交付決定等に関する情報（交付決定日、交付決定先、法人番号、交付決定額等）が国によりオープンデータとして公表される場合がある。

(4) 補助事業の開始について

補助事業者は、交付決定通知を受けた日以降に初めて補助事業の開始（設計・工事等の発注、契約）が可能となる（交付決定前に、補助対象として交付申請を行った内容の発注、契約等を行っていた場合は補助対象外）。また、不明な点があれば、必ず事前に相談すること。詳細は、以下のとおりとする。

ア 業者選定、発注日、契約日は、交付決定通知を受けた日以降であること。

イ 原則として競争入札又は3社以上の見積もり合わせによって相手先を決定すること。

ウ 補助対象外部分の工事等に関する発注、契約等が発生する場合は、原則として補助対象部分と補助対象外部分を分離して発注、契約等を行うこと。工事等の契約・支払いにおいても、補助対象部分の工事等と、補助対象外部分の工事等それぞれに係る費用が明確にわかるように処理すること。なお、補助対象外部分を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にすること（補助対象経費に関する発注、契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがある）。

エ 補助事業については、交付決定を受けた年度の2月末日までに対価の支払い及び精算が完了すること。

オ 契約にあたっては次の点に留意すること。

(ア) 補助事業者は契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとること。

(イ) 補助事業者は、契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者あるいは福島県から指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。

※ ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、福島県知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができるものとする。

※ 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者については、経済産業省のHP「補助金交付等停止及び契約に係る指名停止措置」の掲載資料を確認すること。

(参考) http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

※ 契約締結時には経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置あるいは

福島県からの指名停止措置が講じられておらず、契約締結後に補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられた場合は契約の解除等を行う必要はない。

(ウ) 補助事業者が規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置あるいは福島県からの指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とした場合、福島県知事から求められた必要な措置に応じること。

(エ) オ(ア)～(ウ)の項目は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は必要な措置を講じること。

※ 例えば、補助事業者から工事等を受注した元請け会社が下請けを行う場合、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を当該下請け会社としてはならない。下請け会社の下請け会社、再委託を受注した会社からの再々委託を受注した会社も同様の取扱となる。

(5) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更または補助事業の中止・廃止等をするときは、事前に県の承認を受ける必要がある（県の承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある）。

(6) 補助事業の完了について

補助事業は、下記ア及びイをもって完了とする。

ア 補助事業者における支出義務額の支出完了

イ 発電設備等の設置工事の完了等

※補助事業期間内（複数年度の場合は、最終年度の補助事業期間内）に発電を開始し、補助事業の目的に沿った電力の使用を実現すること。

補助事業者から工事請負業者等への代金の支払方法は、原則金融機関の振込により行うこと。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は対象外とする。なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに県に連絡すること。

(7) 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに「実績報告書」を提出すること。

県は、実績報告書を受理した時は、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地検査等により、その報告にかかる補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めた後に交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。ただし、補助金の交付決定額と確定額が同一である場合は、補助事業者に対する確定通知は省略する。

なお、現地検査等を行うにあたって補助事業者が用意すべき書類は、県が交付決定後に別途指示する。

(8) 補助金の支払いについて

補助事業者は、確定通知を受けた後、又は別途その指示を受けた場合は、精算払請求書（交付規程様式第11）を提出し、その後、補助金の支払いを受けることとする。

(9) 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要がある。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳（交付規程様式第14）を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、法定耐用年数期間内に取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けること。

したがって、補助事業者において、取得財産等を法定耐用年数期間内に上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前にあらかじめ「財産処分承認申請書」を提出すること（県の承認を受けずに取得財産等を処分した場合は、補助金の返還及び交付決定の取消となる場合がある）。

(10) 利用状況等の報告について

補助事業の適正な管理のため、補助事業により整備した発電設備等の利用状況報告を行うこと。

「利用状況報告」を提出しない場合、その事業者名を公表し、また状況確認のために現地調査を行うことがある。

ア 利用状況報告のデータ収集期間は、原則として、設備完成後の補助金支払いがあった翌月からとし、報告は最低5年間（最低60カ月間）行うこととする。

（ア）1年目：設備完成後の補助金支払いがあった翌月から3月末日まで

（イ）2年目以降：4月1日から3月末日まで

イ 提出方法については、毎年5月頃に県から利用状況報告が必要な事業者に対して、前年度分の利用状況報告依頼を記録様式（エクセル形式）と共に電子メールで送付する。

ウ 利用状況報告は月単位の集計データとする。

エ 県内の需要家への電力供給実績を確認できる明細等を併せて提出すること。

オ 必要に応じて、その他のデータの提出を求める場合がある。

(11) 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他適正化法、適正化法施行令、実施細則及び交付決定に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の

措置を講じる場合がある。

- ア 交付決定の取消及び補助金の返還並びに加算金及び延滞金の納付。
- イ 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則の適用。
- ウ 相当の期間、新たな補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- エ 県の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
- オ 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

3 審査

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定する。

なお、審査結果による付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもあるため留意すること。

(2) 審査について

申請者より提出された申請書類をもとに、形式審査及び審査会審査の二段階審査を行う。

形式審査は、審査会審査に先立ち事務局が実施する。

審査会審査は、外部有識者を含む審査委員会において審査基準に基づいて厳正に行い、補助事業予算の範囲内で補助事業の採択を行う。

審査会審査は、書面審査若しくは審査委員に対する説明及び質疑応答のいずれかの方法で行うものとし、後者による場合は事前に申請者へ通知する。

(3) 審査項目

審査は次の審査項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 設備導入事業

(ア) 形式審査

- a 申請書類の適合性
- b 申請要件の妥当性

(イ) 審査会審査（主な観点表4-1のとおり）

- a 事業実施の実現性・妥当性
- b 事業の経済性・安定性
- c エネルギーの地産地消、地域資源の活用
- d 地域社会との連携・地域活性化

イ 計画策定事業

(ア) 形式審査

- a 申請書類の適合性
- b 申請要件の妥当性

(イ) 審査会審査（主な観点とは表 4－2 のとおり）

a 事業実施の実現性・妥当性

b エネルギー地産地消等のモデル性、地域活性化の効果

表 4－1 審査会審査における主な観点（設備導入事業）

審査項目	主な観点
事業実施の実現性・妥当性	・補助事業の実施スケジュールや実施体制は具体的かつ現実的な計画となっているか。 ・用地の確保や資金調達、系統接続の手続き等が問題なく進められる計画となっているか。 ・その他、上記に関する工夫や優位性が認められるか。
事業の経済性・安定性	・補助事業の規模は事業内容に対して適正であるか。 ・発電期間中の収支見通しは適正であるか。 ・その他、上記に関する工夫や優位性が認められるか。
エネルギーの地産地消、地域資源の活用	・特定の県内需要家への電気供給は、発電量に対してどの程度の割合が見込まれるか。 ・耕作放棄地や遊休地等の低未利用地、木材や用水路等の地域資源の活用が見込まれるか。 ・エネルギーの地産地消に関するモデル性が認められるか（設備立地市町村内への電力供給、営農型・水上設置型など設備設置の工夫 等）。
地域社会との連携・地域活性化	・地域活性化事業の検討に当たって、設備立地市町村との事前協議が実施されているか。また、地域住民等との関係性構築が図られているか。 ・関係法令の遵守や各種ガイドラインの準拠、地域における理解醸成など、地域との共生が図られているか。 ・その他、地域に貢献する取組等が見込まれるか（発電所の維持管理等における地元企業等の参画、供給用コンセントなど非常時に地域住民が電気を利用できる仕組み、自治体連携型 等）。

表 4－2 審査会審査における主な観点（計画策定事業）

審査項目	主な観点
事業実施の実現性・妥当性	・補助事業の実施スケジュールや実施体制は具体的かつ現実的な計画となっているか。 ・設備導入事業に向け、必要な項目がもれなく検討される事業計画となっているか。 ・用地の確保や市町村との協議、地域住民等との関係性構築、需要家の候補選定など、設備導入事業に向けた先行検討が進められているか。
エネルギー地産地消等のモデル性、地域活性化の効果	・検討を見込む設備導入は、地域資源等の活用、エネルギー地産地消に関するモデル性が期待できる内容であるか。 ・検討を見込む地域活性化事業は、地域振興や地域の課題解決への貢献を期待できる内容であるか。

【関連資料】

【関連資料 1】 取得財産の管理について

【関連資料 2】 発電単価の算定方法について

【関連資料 3】 補助事業における利益等排除について

【関連資料 4】 提出書類の作成イメージ

【関連資料 1】

取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳（交付規程様式第 1 4）を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）で定める期間を経過するまでに取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ福島県の承認を受けること。

なお、福島県の事前の承認を受けずに取得財産を処分した場合、補助金の返還を求めることがあるため留意すること。

また、取得財産等には、福島県による補助事業（福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（地産地消型再生可能エネルギー発電設備導入促進事業））である旨を明示すること。

財産処分制限期間 一覧

太陽光発電	1 7 年
風力発電	1 7 年
バイオマス発電	1 5 年
水力発電	2 0 年
地熱発電	1 5 年
蓄電池設備	6 年

【関連資料 2】

発電単価の算定方法について

発電単価の計算は、次式により行ってください。

算定にあたっては、ホームページに掲載する計算フォーム（エクセル形式）を使用し、当該フォームの電子データ（CD）を申請書とともに提出してください。

$$\text{発電単価} = (\text{設置コスト} \times \text{年経費率} + \text{年間燃料費} + \text{年間運転経費}) \div \text{年間発電電力量}$$

<各項目の数値の考え方>

設置コスト：補助対象経費

年経費率：次式により算定する。

$$\text{年経費率} = r / (1 - (1 + r)^{-n}) \quad r : \text{利子率} \quad n : \text{運転年数}$$

運転年数は参考資料 1 の財産処分制限期間表で指定する数値

年間燃料費：燃料費、補助燃料費、補機電力費、原料費、水道費等

年間運転経費：固定資産税、保険料、メンテナンス費（定期点検費、運転員人件費、委託費等）

【関係資料 3】

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象費用の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。補助事業者が特定目的会社（ＳＰＣ）の場合も以下に準じます。

（１）補助事業者自身

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額を排除します。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

【関連資料 4】

提出書類の作成イメージ

- 書類は2穴の穴をあけ、紙ファイルに綴じること

正
〇〇
地産地消型再生可能エネルギー発電設備
導入促進事業

申請年度を記載
〇〇年度

正本1部
・副本4部を
作成する。

正

1

2

3

・
・
・
・

申請する事業
固有の名称を
記載
〇〇〇〇事業

補助金交付申請書

〇〇〇事業 補助金交付申請書 事業者名

事業者名

・提出資料チェックシートの資料番号をインデックスに記載すること。
・提出書類別に仕切り紙を入れ、インデックスに貼ること。書類には直接は貼らないこと。